

2019年9月2日  
大東建託株式会社

## 株式会社ダイヤモンド社に対する勝訴判決のお知らせ

大東建託株式会社(以下、当社)は、株式会社ダイヤモンド社(以下、ダイヤモンド社)が2017年8月21日付で「DIAMOND online」にて発行した「大東建託現役社員が悩む、オーナー泣かせの建物管理」という記事について、事実と異なる記事で名誉が棄損されたとして、名誉棄損に基づく損害賠償の支払い等の請求を東京地方裁判所に提起しておりました。

上記訴訟に関しまして、2019年8月29日、東京地方裁判所は当社の主張を全面的に認め、ダイヤモンド社に対し、50万円の損害賠償の支払いと、記事全部の削除を命じる判決を言い渡しました。

### 【判決概要】

- ・本件記事は、当社の社会的評価を低下させるものと認められる。
- ・2018年11月末現在の外壁塗装工事実施状況からは、大東建託パートナーズ株式会社が修繕費用を負担するフルパッケージ契約物件では、建物オーナーが修繕費用を負担するスタンダードプラン契約物件と比較して修繕が少ないとする本件記事とは、反対の修繕状況にあることがうかがえる。
- ・証拠からは、大東建託パートナーズ株式会社が建物オーナーに対し、一般的な発注額に比べて不当に高額な請求をしているとは認められない。
- ・記者は、当社の現役・元社員と称する者から事情を聴取して、その客観的裏付けを取らずに、その聴取事項をほぼ唯一の証拠として本件記事を作成したといわざるを得ない。
- ・本件記事の重要部分が真実であるとはいえない。(信じるに相当な理由が存在したとはいえない)

< 本件に関するお問い合わせ >

大東建託株式会社 広報部 広報CSR課 TEL:03-6718-9174